

静岡市認知症疾患医療センター指定病院募集要項

静岡市では、地域における認知症疾患の保健医療水準の向上を図ることを目的として、「静岡市認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」（以下「要綱」という。）に基づき、認知症疾患医療センター（以下「センター」という。）を設置しています。

このたび、センター（運営する病院）を指定するにあたり、その指定先の選定を公正かつ適正に実施するため、次のとおり募集します。

I センターについて

1 センターの概要

センターは、保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断や、認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期治療、専門医療相談等を実施する認知症に関する専門の医療機関で、「認知症疾患医療センター運営事業実施要綱」（平成 26 年 7 月 9 日付老発 0709 第 3 号厚生労働省老健局長通知）に基づき設置するものです。

2 センターの設置基準

センター指定病院の設置基準は、以下のとおりで（１）及び（２）を満たす必要があります。

（１）専門医療機関としての要件

ア 専門医療相談が実施できる専門の部門（以下「医療相談室」という。）を配置し、専門医療相談窓口、専用電話等必要な設備を整備し、その態勢が確保されていること。

イ 人員配置について、以下の（ア）から（ウ）を満たしていること。

（ア）専任の日本老年精神医学会若しくは日本認知症学会の定める専門医又は認知症疾患の鑑別診断等の専門医療を主たる業務とした 5 年以上の臨床経験（具体的な業務経験については届出時に明記すること。）を有する医師が 1 名以上配置されていること。

（イ）公認心理師または臨床心理士等の臨床心理技術者が 1 名以上配置されていること。

（ウ）医療相談室に、精神保健福祉士又は保健師等が 2 名以上配置されていること。

なお、医療相談室は、専門医療施設との調整、地域包括支援センターとの連絡調整、専門医療に係る情報提供、退院時の調整、診断後の相談支援など、個々の患者の専門医療相談を行う機能を持つものとする。

また、精神保健福祉士又は保健師等のうち1名は常勤専従で地域包括支援センター等との連絡調整及び医療相談室の業務を担当することとし、他の1名以上は専任で医療相談室の他の業務を担当することとする。

ただし、地域包括支援センター等との連絡調整業務に限り、精神保健福祉士又は保健師等を補助する専従の職員を配置することができるものとする。

ウ 検査体制について、以下を満たしていること。

鑑別診断に係る検査体制については、当該センターにおいて、血液検査、尿一般検査、心電図検査、神経心理検査が実施できる体制を確保するとともに、神経画像検査の体制として、コンピュータ断層撮影装置（ＣＴ）及び磁気共鳴画像装置（ＭＲＩ）を有していること。

ただし、磁気共鳴画像装置（ＭＲＩ）を有していない場合は、それを活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

なお、コンピュータ断層撮影装置（ＣＴ）については、原則として、同一法人かつ同一敷地内にあり、実質一体的な医療提供を行っている医療機関との連携体制が整備されている場合は、当該センターがコンピュータ断層撮影装置（ＣＴ）を有しているとみなすこととする。

また、上記に加え、脳血流シンチグラフィ（ＳＰＥＣＴ）を活用できる体制（他の医療機関との連携体制（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）を含む。）が整備されていること。

エ 認知症の行動・心理症状と身体合併症に対する急性期入院治療を行える一般病床と精神病床を有していること。

ただし、同一施設において、一般病床と精神病床の確保が困難な場合は、以下の（ア）又は（イ）のいずれかを満たしていること。

（ア）認知症の行動・心理症状に対する急性期入院治療を行うことができる精神病床を有する病院であり、重篤な身体合併症に対して、入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）。

（イ）身体合併症に対する急性期入院治療を行うことができる一般病床を有する病院であり、認知症の行動・心理症状に対する精神病床における入院医療等を行うことができる他の医療機関との連携体制がとれていること（具体的な連携体制については届出時に明記すること。）。

（２）地域連携推進機関としての要件

ア 地域の連携体制強化のため、都道府県医師会・郡市区等医師会などの保健医療関係者、地域の介護関係者、認知症医療に関する有識者、地域包括支援センター等から組織された認知症疾患医療センター地域連携会議（当該センターの所属する二次医療圏域等における関係者の連携会議。都道府県又は指定都市において、

同様の機能を有する会議等を設置、運営している場合は、当該会議の活用で可）を組織し、地域の認知症に関する支援体制づくりに関する検討等を行う。

イ 地域への認知症医療に関する情報発信や、認知症に関する理解を促す普及啓発等を必要に応じて行うほか、地域住民からの認知症に関する一般相談対応等を行うこと。

ウ 認知症サポート医養成研修や、かかりつけ医等に対する研修の実施状況等を踏まえつつ、こうした認知症医療従事者に対する研修や、地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症の人の家族や地域住民等を対象とする研修を自ら行い、又は他の主体の実施する研修に協力するなど、地域における認知症の専門医療に係る研修に積極的に取り組んでいること。

3 センターの業務内容

センターは、平日、週5日の稼働を原則とし、以下の業務を行うものとします。

(1) 専門的医療機能

ア 鑑別診断とそれに基づく初期対応

(ア) 初期診断

(イ) 鑑別診断

(ウ) 治療方針の選定

(エ) 入院先紹介

(オ) かかりつけ医等との診療情報の共有

イ 認知症の行動・心理症状と身体合併症への急性期対応

(ア) 認知症の行動・心理症状・身体合併症の初期診断・治療（急性期入院医療を含む。）

(イ) 認知症の行動・心理症状及び身体合併症の急性期入院医療を要する認知症疾患患者のための病床として、連携する医療機関の空床情報の把握

ウ 専門医療相談

(ア) 初診前医療相談

a 患者家族等の電話・面談・照会

b 医療機関等紹介

(イ) 情報収集・提供

a かかりつけ医等医療機関との連絡調整

b 保健所、福祉事務所等との連絡調整

c 地域包括支援センターとの連絡調整

d 認知症初期集中支援チームとの連絡調整

(2) 地域連携拠点機能

ア 認知症疾患医療センター地域連携会議の設置及び運営

都道府県医師会・郡市区等医師会など地域の保健医療関係者、地域の介護関係者、認知症医療に関する有識者、認知症初期集中支援チームや地域包括支援センター等から組織された地域の支援体制構築に資するための会議の設置及び運営

イ 研修会の開催

地域の認知症医療従事者に対する研修や、地域包括支援センター職員等の関係機関、認知症患者の家族や地域住民等を対象とする研修の開催及び他の主体の実施する認知症医療に関する研修への協力等

(3) 診断後等支援機能

認知症の人や家族が、診断後であっても、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるとともに円滑な日常生活を過ごせるよう、かかりつけ医等の医療機関の他、介護支援専門員等地域の介護に関する関係機関、地域包括支援センター等との連携の推進を図るため、センターは地域の実情や必要に応じて、以下ア・イのいずれか又はその両方の取組を行う。

ア 診断後の認知症の人や家族に対する相談支援

かかりつけ医等の医療機関や地域包括支援センター等の地域の関係機関と連携の上、地域の実情や必要に応じて、診断後や症状増悪時において、認知症の人や家族における、今後の生活や認知症に対する不安の軽減が図られるよう、社会福祉士、精神保健福祉士等の必要と認められる能力を有する専門的職員を認知症疾患医療センターに配置し、必要な相談支援を実施

イ 当事者等によるピア活動や交流会の開催

既に認知症と診断された認知症の人やその家族による、ピアカウンセリングなどのピアサポート活動の実施

(4) アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療・相談支援等機能

アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療を行うに際し、認知症の人や家族からの当該治療についての相談対応・支援、地域の医療機関からの相談対応、また、地域の医療機関等と連携し、アルツハイマー病の抗アミロイドβ抗体薬に係る治療の適応外である者への支援等

II センターの指定について

1 募集するセンターの数

市内2箇所の指定病院を募集します。

2 指定期間

令和8年4月1日から令和12年3月31日までとします。

3 指定の解除等

当該事業については、年度ごとに事業内容を協議の上契約を締結するため、委託契約書又はこれに関連する法令等に定められた事項を遵守しない場合や継続する意向がない場合は、指定期間の満了を待たずに指定解除する場合があります。

III センターの選考について

1 選考の方法

書類審査及びヒアリングの実施、さらに有識者からの意見を踏まえ、静岡市認知症疾患医療センター選考委員会において総合的に評価し、指定病院を選考します。

また、必要に応じて参考資料等を追加提出していただくことがあります。

2 選考評価項目

- (1) 安定的な運営力
- (2) 事業目的の達成功率
 - ・ 人員配置
 - ・ 専門医療相談の体制
 - ・ 鑑別診断等に係る検査体制
 - ・ 身体合併症や行動・心理症状への急性期対応の実施体制
 - ・ かかりつけ医等への研修会に関する提案
 - ・ 他の機関との連携方法に関する提案
 - ・ 情報発信の方法に関する提案
- (3) 総合的な評価
- (4) その他特筆すべき事項

3 選考結果

選考結果は文書で通知します。

IV 事業運営の委託について

1 事業運営の委託

当該事業については、指定病院と委託契約を締結します。

2 委託料の金額

運営事業に係る委託料については、本市の予算の範囲内で決定します。

3 委託対象経費

対象経費は、事業の運営に必要なものとし、その内訳は次のとおりです。

- (1) 人件費（臨床心理技術者等の賃金、手当等）
- (2) 需用費等（消耗品費、印刷製本費、会場使用料及び賃借料、協議会の運営費等）

V 応募について

1 応募資格

次の要件を全て満たす病院とします。

- (1) 認知症疾患に係る専門的医療を提供している病院を開設又は管理しており、当該病院に、本要項Ⅰ－２の設置基準を満たすセンターを設置し、本要項Ⅰ－３に定める業務の実施が可能な市内の病院であること。
- (2) 健康保険法（大正１１年法律第７０号）第６３条第３項第１号に定める保健医療機関の指定を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
- (4) 静岡市から指名停止を受けていないもの。
- (5) 過去３年間に静岡市税、法人税、消費税及び地方消費税について滞納がないこと。
- (6) 静岡市暴力団排除条例（平成２５年静岡市条例第１１号）に基づく暴力団排除措置の対象とならないこと。

2 応募方法等

応募書類は、原本１部、原本の写し２部をご提出ください。

- (1) 提出書類
 - ・応募申請書
 - ・認知症疾患に係る運営方針
 - ・従事者の業務履歴書及び資格証等の写し
 - ・連携協力病院の承諾書
 - ・病院の配置図
 - ・病院パンフレット
 - ・静岡市税（すべての税目）に滞納のない旨の証明書、個人住民税の特別徴収実施確認書及び法人税、消費税及び地方消費税に未納の税額がない旨の証明書
 - ・設置者が法人の場合は、法人登記簿謄本

以下、選考評価基準に関する資料（任意様式）を提出してください。

- ・ 安定的な運営力
- ・ 人員配置

- ・ 専門医療相談の体制
 - ・ 鑑別診断等に係る検査体制
 - ・ 身体合併症や行動・心理症状への急性期対応の実施体制
 - ・ かかりつけ医等への研修会に関する提案
 - ・ 他の機関との連携方法に関する提案
 - ・ 情報発信の方法に関する提案
 - ・ その他（院内研修や行政に係る会議への参加実績など）
- (2) 提出方法
事前連絡のうえ、直接持参してください。
- (3) 応募受付期間
令和7年10月15日（水） から 令和7年11月14日（金）午後5時 まで
- (4) 留意事項
- ・ 応募に関する費用は、応募者の負担となります。
 - ・ 応募書類は、理由の如何を問わず一切返却しません。
 - ・ 提出書類に虚偽の記載があった場合や審査の公平性を害する行為があった場合は、応募を受け付けることはできません。
 - ・ 応募書類提出後の書類内容等の修正及び変更を認めることはできません。
 - ・ 電話での質問には対応いたしませんので、質問は所定の質問票にてお願いします。
- (5) 提出先・問合せ先
〒420-8602 静岡市葵区追手町5番1号
静岡市 保健福祉長寿局 地域包括ケア推進課（静岡市役所新館14階）
電 話：054-221-1623
FAX：054-221-1577
E-mail：chiikikea@city.shizuoka.lg.jp

VI 指定等のスケジュール（予定）

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 選定結果の通知 | 令和7年12月下旬 |
| (2) 厚生労働省事前協議 | 令和8年1月下旬 |
| (3) 事業委託契約 | 令和8年4月1日 |
| (4) 指定日 | 令和8年4月1日 |